

9 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

(1) 市町村の推進体制の整備等

本市では、中心市街地活性化を担当するセクションとして、商工観光部産業政策課内に「中心市街地活性化担当」を設置し、職員4名体制で基本計画に関する業務全般を行っています。

平成24年11月に、庁内の関係19課から事業調査とヒアリングを行い、掲載事業の検討と調整を行ないました。掲載事業については、担当者による協議を継続的にを行っています。

さらに、第1期基本計画の事後評価と第2期基本計画策定に向け、庁内の中心市街地活性化推進体制として平成10年9月に設置した「高崎市中心市街地活性化対策推進本部」を開催し、部局間の調整を行いました。（平成19年5月～平成25年10月にかけて、合計で5回の推進本部会議を開催）

■基本計画に関連する庁内組織

	部局名	課名
1	総務部	企画調整課
2		文化課
3	財務部	財政課
4	市民部	地域交通課
5	福祉部	長寿社会課
6	農政部	農林課
7	商工観光部	産業政策課
8		商工振興課
9		観光課
10	建設部	土木課
11		建築住宅課
12		建築指導課
13	都市整備部	都市計画課
14		都市計画課景観室
15		都市集客施設整備室
16		スマートインター整備室
17		市街地整備課
18		都市施設課
19		公園緑地課

■高崎市中心市街地活性化対策推進本部の構成員

	部局名	職名	備考
1		副市長	本部長
2	商工観光部	商工観光部長	副本部長
3	総務部	総務部長	
4	財務部	財務部長	
5	市民部	市民部長	
6	福祉部	福祉部長	
7	農政部	農政部長	
8	建設部	建設部長	
9	都市整備部	都市整備部長	

(2)市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

平成26年1月17日に開かれた、市議会市民経済常任委員会に「第2期高崎市中心市街地活性化基本計画(素案)」の概要と策定の進捗状況を説明し、了承されました。また、この素案は、委員会報告後、全ての市議会議員に資料を配布し、周知を行いました。

(3)第2期基本計画素案の市民への広報等

第2期基本計画の市民への周知を図るため、平成26年1月10日から平成26年1月23日まで、素案を市ホームページで公表しました。

今後も、まちづくりの主役である市民に対し、様々な場面で幅広く周知するとともに意見交換を行い、官民が連携して事業の実践を図ります。

(4)フォローアップ体制

様々な中心市街地活性化施策に効果的に取り組むため、適正で効率のよい進行管理を商工観光部産業政策課で行うこととします。

具体的には、第2期基本計画に位置付けられた事業について、目標の達成状況を把握するため、定期的に庁内事業所管課から進捗状況の報告を受けるものとします。

報告された事業の進捗状況から見直しや改善を加え、最大限の効果の発現を目指します。

(5) 中心市街地活性化協議会に関する事項

高崎商工会議所と一般財団法人高崎市都市整備公社が中心となり、民間事業者、地域関係者、行政が協働して中心市街地の活性化を実現するために、中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 12 月 18 日、「高崎市中心市街地活性化協議会」が設立されました。

協議会では、高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画並びに内閣総理大臣から認定を受けた基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的としています。

第 2 期基本計画の策定では、平成 25 年 10 月に協議会を開催し、計画の方向性を協議しました。その後の最終案については平成 26 年 1 月に開催した協議会で検討や意見交換を行った結果、次の意見書が市長あて提出されています。

■協議会の開催経過等

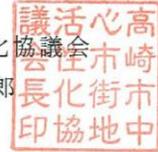
会議名	概要
中心市街地活性化協議会 (平成 25 年 10 月 7 日)	協議会構成員について 委嘱状の交付について 基本計画(素案)について ・区域の変更や目標の設定、今後のスケジュールなどの認識を共有
中心市街地活性化協議会 (平成 26 年 1 月 9 日)	基本計画(素案)について 今後のスケジュールについて 意見書について
中心市街地活性化協議会 (平成 27 年 1 月 23 日)	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 (平成 28 年 1 月 18 日)	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 (平成 28 年 9 月 7 日) (平成 28 年 10 月 3 日)	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 (平成 29 年 1 月 13 日)	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 (平成 29 年 8 月 31 日)	第 2 期基本計画の変更について
中心市街地活性化協議会 (平成 31 年 1 月 23 日)	第 2 期基本計画の変更について

■高崎市中心市街地活性化協議会の意見書

平成 26 年 1 月 9 日

高崎市長 富岡賢治 様

高崎市中心市街地活性化協議会
会長 原 浩一郎



第 2 期高崎市中心市街地活性化基本計画（素案）について（意見書）

高崎市中心市街地活性化協議会は、第 2 期中心市街地活性化基本計画（素案）（以下「基本計画素案」という。）について、概ね妥当であると判断いたします。なお、当協議会の意見を下記に申し添えますので、中心市街地活性化に向けての事業実施にあたり配慮していただくようお願いいたします。

1 各事業の実施について

高崎市中心市街地の賑わいや活力の向上は、広域からの誘客を図る上で必要不可欠である。

このことを実現するには、基本計画素案が第 1 期基本計画から引き続き掲げる基本理念「高崎の活力と新しい文化を創造・発信する“賑わい・交流・文化都心”」と目標像としている「市民・まちなか居住者・広域来街者が楽しく回遊できるまち～拠点・回遊性の向上～」、「高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち～活気あふれるまちの構築～」、「音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち～文化を育て、羽ばたかせるまち～」の実現に向けて、基本計画素案に掲載された事業を各主体において確実に実施することが重要である。

2 長期的な視点を取り入れた中心市街地の活性化について

基本計画素案に沿って、今後、各事業を実施していくとともに、下記の意見を取り入れ、長期的な視点に立った中心市街地の活性化を望む。

- ① 高崎市が次のステージに向けて飛躍する都市となるため、都市集客施設や新体育館、群馬県コンベンション施設の整備により得られる多くの効果を中心市街地に波及させる必要がある。
- ② バランスのよい中心市街地とするため、高崎駅の東西が一体となった回遊性の向上を図る必要がある。

高崎市中心市街地活性化協議会 規約

(設置)

第1条 高崎商工会議所及び財団法人 高崎市都市整備公社(以下「設置者」という。)は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、高崎市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により高崎市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画(以下「基本計画」という。)並びに内閣総理大臣の認定を受けた基本計画(以下「認定基本計画」という。)及びその実施に関し必要な事項について協議し、高崎市中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2)その他中心市街地の活性化に関すること

(構成員、委員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成し、委員は、その役・職員の中から設置者が委嘱する。

- (1)高崎商工会議所
 - (2)一般財団法人高崎市都市整備公社
 - (3)高崎市
 - (4)法第15条第4項第1号及び第2号の規定に該当する者
 - (5)前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
- 3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、高崎商工会議所会頭をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、委員(代理を含む)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、高崎商工会議所が処理する。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

本規約は、平成19年12月18日から施行する。

■高崎市中心市街地活性化協議会の構成員

平成 30 年 10 月 1 日現在

(順不同・敬称略)

区分	構成員		所属団体 役職	委員名	備考
	根拠法令	団体名			
経済活力の 向上	法第 15 条第 1 項関係 (商工会議所)	高崎商工会議所	会頭	児島正藏	会長
			専務理事	石綿和夫	
			小売部会長	吉村修二	
都市機能の 増進	法第 15 条第 1 項関係 (中心市街地整備推 進機構)	一財)高崎市都市 整備公社	専務理事	北島 晃	副会長
市街地の整 備改善	法第 15 条第 4 項関係 (市等)	高崎市	商工観光部長	吉井秀広	
			都市整備部長	川嶋昭人	
商業活 性化	法第 15 条第 4 項関係 (商業者)	高崎商店街連盟	代表幹事	友光勇一	
		㈱スズラン高崎店	執行役員店長	安中隆二	
公共交 通機 関の利 便増 進	法第 15 条第 4 項関係 (交通事業者)	東日本旅客鉄道㈱	執行役員 高崎支社長	木村法雄	
関係行政 機関	法第 15 条第 7 項関係 (治安・防災)	高崎警察署	署長	大場健一	
	法第 15 条第 7 項関係 (関係行政機関)	群馬県産業経済部 商政課	課長	角田淑江	
地域経 済代 表	法第 15 条第 8 項関係 (地域経済)	高崎信用金庫	理事長	新井久男	
地域メ ディ ア	法第 15 条第 8 項関係 (地域メディア)	㈱ラジオ高崎	代表取締役社長	菅田明則	
観光	法第 15 条第 8 項関係 (観光)	一社)高崎観光協会	会長	安藤震太郎	

※法第 15 条第 1 項:中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわし

い者及び経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者

※法第 15 条第 4 項:基本計画で定められた事業を実施しようとする者、認定基本計画及びその実施に関し密

接な関係を有する者、当該市町村

※法第 15 条第 7 項:関係行政機関等、必要があると認める者

※法第 15 条第 8 項:必要な協力を求めることができる者

(6) 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

①客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

第1期基本計画の進捗状況と事業効果の検証(P45からP52)や地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析(P7からP31)、さらに、市民ニーズの把握(P32からP41)を踏まえて、第2期基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進を次のように展開します。

第1期基本計画で位置付けた事業は概ね実施することができました。リーディングプロジェクトの駅東口拠点開発(大型店・デッキ等)と新図書館・医療保健センターの整備による新たな集客の拠点が整備されたことで、本市の中心市街地は、高崎駅東西の一体的な活性化が可能となりました。

第2期基本計画では、より重点的に取り組むためエリアを見直し、選択と集中の視点に立った活性化事業の継続して行っていきます。

さらに、活性化事業を効果的・効率的に実施するための戦略方針として、「都市集客施設」、「新体育館」、「群馬県コンベンション施設」を整備し、広域来訪者の誘引を図るとともに、まちなかの魅力や回遊性を高める手段として「高崎市まちなか商店リニューアル助成事業」や「個店研修事業」、「高崎まちなかオープンカフェ推進事業」や「高崎まちなかコミュニティサイクル推進事業」を実施します。このほか、関連事業を連携させることで活力ある中心市街地全体の再構築を図っていきます。

②様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携

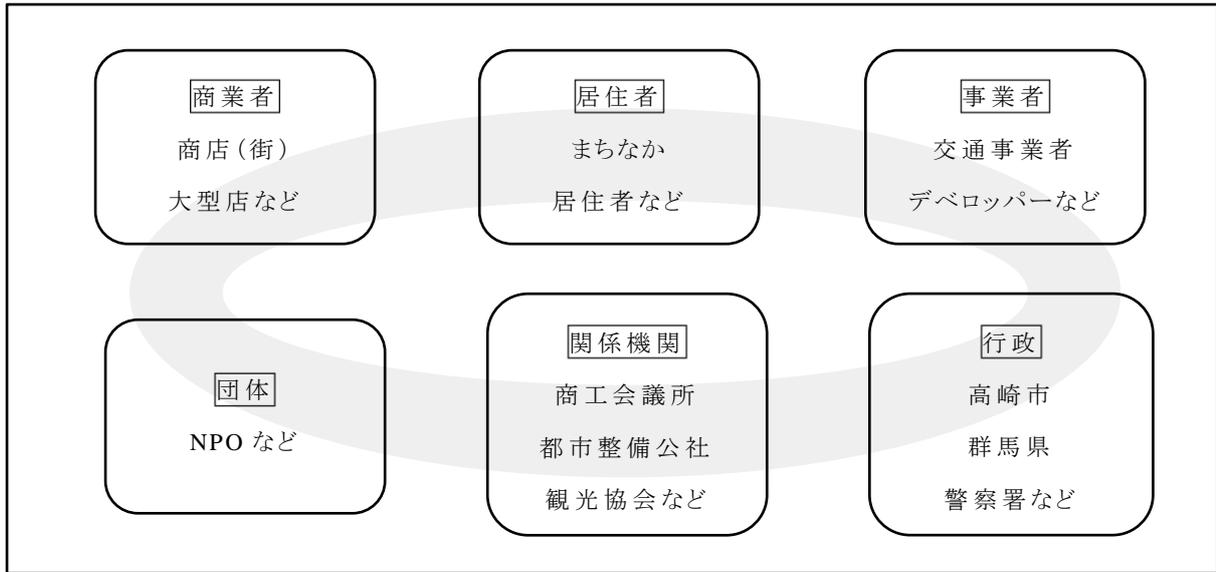
中心市街地を活力あるまちに育てていくため、行政、事業者、関係機関が中心となり、継続と安定した都市基盤の整備を行うとともに商業者は魅力ある店づくりを行い、まちなか居住者や来訪者とのコミュニティの形成に繋がります。

さらに、中心市街地の新たな発見や、まちを育てる過程に多くの市民に参加してもらうため、NPOなど団体のネットワークやノウハウを活用した市民ニーズの把握を定期的に図り、個性的で唯一無二の中心市街地づくりに官民が連携して一体的に取り組むこととします。

中心市街地では、大型店と周辺商店街の活性化を目的とした「高崎商都博覧会」の実施や、地元事業者・行政・まちづくり団体の連携による「高崎えびす講市」など、様々なまつりやイベントが継続して行われています。これらの取り組みは、協働によるまちづくり(中心市街地づくり)には必須であり、今後も連携を一層強化していく必要があります。実際の取り組みとして、第1期基本計画で地元事業者・行政・まちづくり団体等の連携による高崎文化の象徴「あすなろ」の復活の動きが掲載されていましたが、新たに高崎経済大学とも連携し、まちなか教育活動センター(あすなろ)運営事業として、平成25年6月に事業が開始されました。

今後も、社会問題化している空き家対策や地域ブランドの開発、地域づくりを担う人材育成等の取り組みを一体となって進めて行きます。

■地域ぐるみの取り組み体制



■中心市街地活性化協議会を中心とした事業・措置の一体的推進の流れ

